

新しい住居表示

令和7年11月1日から『住所』の
表示方が変わります。

福岡県篠栗町

も く じ

1. 住居表示の目的	P1
2. 住居番号はこうにして決めます	P2～P3
3. 新しい住所の表し方はこうになります	P4
4. 本籍と不動産の表示は町名だけ変わります	P4
5. あなたの住居番号は	P4
6. 無料はがきの配布について	P5
7. 住居表示実施後の手続きについて	P5～P9
8. 建物の新築・改築・取り壊しなどについて	P10
9. 町からのお願い	P10

【添付資料】

● 登記名義人住所変更登記申請書の作成について	P11～P13
● 会社及び法人登記のしおり	P14～P15
● 住居表示新町界・新町名及び街区割図	P16

みなさまのご理解とご協力のおかげで、令和7年11月1日に大字尾仲の一部で住居表示を実施することになりました。

(パンフレットの最後に実施区域図及び街区割図があります。)

この事業は「住居表示に関する法律」に基づいて、町を誰にでもわかりやすいものとしてわたしたちの日常生活を便利にするものです。

これから、住居表示の実施にあたって知っておいていただきたいことや手続きをしていただきたいことをお知らせします。

1. 住居表示の目的

現在、私たちの住所は、「篠栗町大字尾仲〇〇〇番地〇〇」というように土地の「地番」を使って表しています。しかし、このような「地番」を住所の表示に使っているため、次のような問題があります。

- ・地番が順序よく並んでいない
- ・一つの地番に複数の家が存在する
- ・町（字）の境界が複雑で分かりにくい

住居表示は、このように複雑な住所を解消するために一定の基準に従って規則正しく住居番号をつけ、誰にでもわかりやすくするものです。これによって訪問者も訪問先を見つけやすくなり、郵便物・配達物などの誤配・遅配も少なくなるなどみなさまの日常生活も便利になります。

永年現在の住所に慣れ親しんだみなさまにとっては、住所の表示が変わることに対し抵抗を感じる方もいらっしゃると思います。また、手続きなどで若干ご面倒をおかけすることもあります。これから一層便利で暮らしやすい町になること、益々発展していくことを目指していますので、このことを十分ご理解いただきご協力をお願いします。

なお、住居表示によって住所が変わっても現在の行政区や隣組合は変わりません。

2. 住居番号はこのようにして決めます

(1) 新しい町の区域を決める

複雑で不明確な町界を、道路・河川・水路・鉄道などの明確で恒久的な施設や地形によってできるだけ区画して、その町の大きさも適切なものになるようにします。

(2) 街区を区切る〔図1 街区割図〕

このようにしてできた町の区域を、道路や水路などによってさらにいくつかのブロック（街区）に区切り、これに順序よく番号（街区符号）をつけます。

図1 街区割図



なお、各街区の角には〔図2 街区表示板〕と〔図3 街区案内表示板〕を取り付けます。

図2 街区表示板（緑色）



図3 街区案内表示板（緑色）



(3) 住居番号をつける〔図4 住居番号付定図〕

- ① 街区の周囲の道路や街区の中に入り込んだ道路を原則的に10mごとに区切り、1番から順に番号をつけます。この番号を「基礎番号」といいます。
- ② 建物の出入口が接したところの基礎番号をとって、その建物の住居番号とします。
- ③ 街区を区切っている道路に面していない奥の建物は、その建物から通じている通路の位置の基礎番号をとって住居番号とします。
- ④ 3階以上のマンション等の場合は、基礎番号（または棟番号）と各部屋の番号をあわせて住居番号とします。その場合1階を100番台・2階を200番台…で表示します。例えば3階の3号室は303号となります。
- ⑤ 玄関・門柱などの見やすい場所に〔図5 町名表示板、住居番号表示板〕を取り付けます。

図4 住居番号付定図

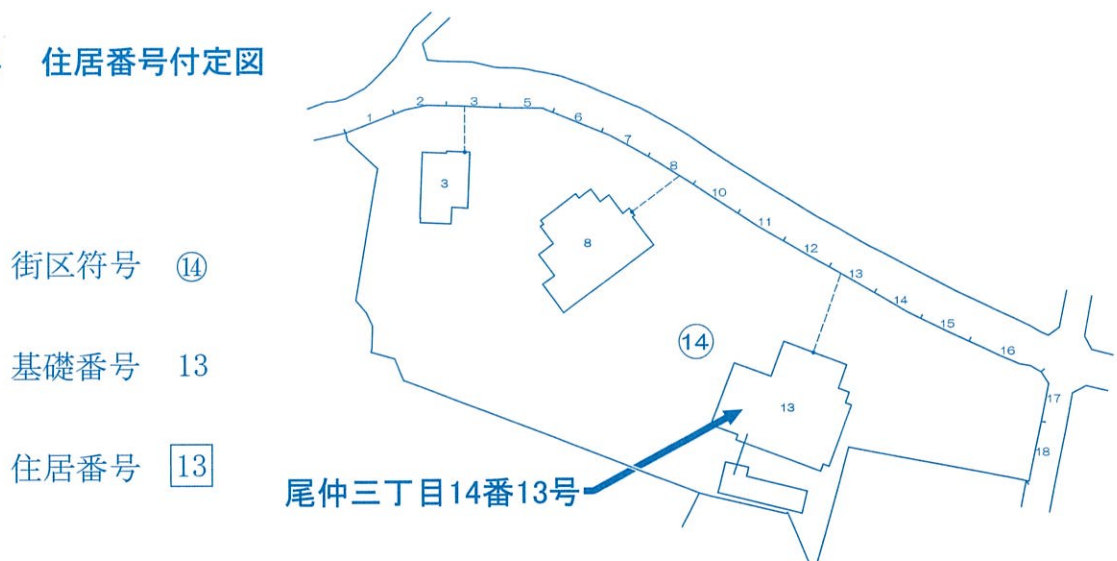


図5 町名表示板
(緑色)



(町名)

住居番号表示板
(緑色)



(街区符号) (住居番号)

3. 新しい住所の表し方はこのようになります

新しい住所の表示は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。

たとえば

今までの住所

篠栗町大字尾仲 782 番地 11

新しい住所

篠栗町 尾仲三丁目 14番 13号

町名 街区符号 住居番号

篠栗町 尾仲三丁目 14番 13-101号 (3階以上のマンション等)

町名 街区符号 住居番号 (部屋番号)

略記する場合

篠栗町 尾仲三丁目14-13

このように“-(ハイフン)”を使用し、“の”や“~”は使用できません。

なお、尾仲一丁目から尾仲三丁目の郵便番号は「**811-2413**」です。

4. 本籍と不動産の表示は町名だけ変わります

本籍および土地の表示は、住所の表示ではありませんので新しい住居番号は使用しません。今までと同じように地番を使用します。ただし住居表示では町名が変更されますので、今までの「大字」や「字」はなくなり新しい町名に自動的に変更されます。

(1) 土地の表示

例 今までの表示

篠栗町大字尾仲 782 番 11

新しい表示

篠栗町尾仲三丁目 782 番 11

(2) 本籍の表示

例 今までの表示

篠栗町大字尾仲 782 番地 11

新しい表示

篠栗町尾仲三丁目 782 番地 11

本籍の表示はこのように自動的に変更されますが、本人が希望すれば届出（転籍届）により街区符号を用いることもできます。（ただし、表示は「番」までです。）

例 篠栗町尾仲三丁目14番

5. あなたの住居番号は

住居表示が実施される区域内に住民登録をされている方には、新しい住所はすでに通知書（世帯主宛）でお知らせしています。各家庭に取り付けられる表示板の町名・番号と、通知書に記載されているものが一致しているかどうか必ず確かめてください。もし、通知書と表示板の内容が違っていたり通知書が届いていない方は、お手数ですが篠栗町役場住民課にご連絡ください。

6. 無料はがきの配布について

新しい住所を親戚・知人・友人や取引先などに通知していただくために、各世帯に無料はがきを配布いたします。出す時は、はがきが入っていた封筒に入れて投函してください。なお、はがきが足りない方やご質問がある方は、篠栗町役場住民課（☎947-1306）にお問い合わせください。

※ このはがきは切手をはる必要はありませんが、住所変更の通知以外のことは書けませんのでご注意ください。

7. 住居表示実施後の手続きについて

新たに住居表示が実施された区域にお住まいの方は、実施日以降から新しい住所に変わります。

住居表示が実施されることで、役場等が自動的に変更するもののほかに、各個人で行わなければならない手続きがあります。なかには手続きの期限が決まっているものもありますので、お忘れのないよう手続きを済ませてください。

(1) 証明書の発行

新しい住所での手続きは、住居表示実施日以降に行ってください。各種手続きには、「住居表示変更証明書」や「本籍変更証明書」が必要な場合があります。

住居表示実施日以降、篠栗町役場 1 階総合受付で上記証明書を**無料**で発行しています。みなさまに大変なご負担をおかけしますが窓口での申請をお願いします。

1 枚の申請書で、同一世帯のすべての世帯員の必要な枚数分を申請できますが、代理人が申請する場合、委任状が必要となる場合があります。

※ 委任状が必要となる場合

「住居表示変更証明書」	同世帯以外の方が申請する場合
「本籍変更証明書」	配偶者、直系尊属(父母など)または卑属(子など)以外の方が申請する場合

(2) 証明書の夜間及び休日交付について

以下の日時に、「住居表示変更証明書」・「本籍変更証明書」の夜間及び休日交付をおこないます。

【夜間】

日時：令和 7 年 11 月 6 日（木） 17時から20時まで

場所：役場 1 階総合受付

【休日】

日時：令和 7 年 11 月 9 日（日） 9時から17時まで

場所：役場 1 階総合受付

(3) 役場や法務局で変更するもの

公簿名等	変更内容	説明
・ 住民基本台帳（住民票） ・ 印鑑登録原票 ・ 選挙人名簿 ・ 学齢簿 など	住所欄	役場内にある公簿類は、役場で新しい住所に書き換えます。
・ 戸籍 ・ 戸籍の附票 ・ 住民基本台帳（住民票）	本籍欄	役場が書き換えます。
・ 土地登記簿 ・ 建物登記簿	表題部の所在欄	不動産の所在は、法務局で新しい町名に書き換えます。 ※ただし、権利部の所有者等の住所は、変更登記申請をしないと変わりません。
・ 国民健康保険資格確認書 ・ 後期高齢者医療資格確認書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 子ども医療証 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 身体障害者手帳 など	住所欄	資格確認書、被保険者証、医療証、各手帳等はそのままの記載住所でも継続使用できますが、新住所での発行を希望される方は、役場各担当窓口で手続きを行ってください。
・ 125cc以下の自動二輪車及び小型特殊自動車	所有者住所欄	役場が書き換えます。

(4) **みなさまに行っていただく必要がある主な手続き**

※記載しているものは、あくまでも一例です。詳細は、念のため、事前に各手続き先にご確認ください。

こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
郵便配達について	手続きをする必要はありません。 役場から日本郵便株式会社へ新住所の通知を行いますので、実施日以降は新しい住所を使用してください。 なお、旧住所が記載されていても実施後しばらくの間は郵便物が届きます。ただし、旧住所で郵便が届いた場合は、先方へ住所が変わったことをお知らせください。 <u>「住所変更通知用はがき」(郵送料無料)</u>を配布いたしますので、ご親戚やご友人の方にはできるだけ早くお知らせください。		
自動車運転免許証の住所・本籍の変更	粕屋警察署 ☎092-939-0110 【県内各試験場】 筑豊試験場 ☎0948-26-7110	次回更新のときで差し支えありませんが、本人確認書類等として使用している方は速やかに手続きを行ってください。 1. 運転免許証または運転経歴証明書 2. 住居表示変更証明書 3. 本籍変更証明書(本籍も変更になった方) ※2.3. 併せて本籍地記載の住民票でも構いません。(住民票の場合は有料です。) ※運転経歴証明書は、住所変更のみです。	
運転経歴証明書の住所変更	福岡試験場 ☎092-565-5010		
自動車やバイク等の車検証の住所変更	【軽自動車】 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750 【自動車・125cc超の自動二輪車】 九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078	特に期限はありません。 次回の車検や名義変更、廃車等の際に併せて手続きしても差し支えありません。 1. 住居表示変更証明書 2. 自動車検査証または軽自動車届出済証 ※法人の場合や代理人が手続きを行う場合はその他の書類が必要です。	

こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
厚生年金・国民年金・船員保険関係の住所変更	原則、手続きをする必要はありません。		
共済年金受給者の住所変更	共済組合	厚生年金・国民年金・船員保険の各種年金と共済組合から年金を受け取られている場合は、原則、手続きをする必要はありません。 <u>共済組合からのみ年金を受け取られている方は、それぞれの共済組合にお問い合わせください。</u>	
銀行口座 民間保険 等の 携帯電話 名義人や契約者等の 住所変更	それぞれの機関ごとに手続き方法が異なりますので、必ずご確認ください。 基本は、1. 住居表示変更証明書、2. 本人確認書類、3. 印鑑 など		
旅券(パスポート)の住所変更	手続きをする必要はありません。 「所持人記入欄」の住所を、自書により書き換えてください。		
各種学校(私立学校、高校、大学、専門学校等)への届出	それぞれの各種学校へご確認ください。 ※町内の小中学校への手続きをする必要はありません。		
各種免許、許認可証等の住所変更	それぞれの関係機関へご確認ください。		

こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
不動産(土地・建物) 所有者の住所変更	福岡法務局 粕屋出張所 ☎092-938-2258 ※申請書様式は、篠栗 町役場住民課にも 備え付けています。	令和10年3月31日までに変更の登記の申請が必要です。(令和8年4月1日から変更登記申請が義務化されることになりました。) 1. 登記申請書 2. 住居表示変更証明書 3. 印鑑 4. 本人以外は委任状 ※住居表示変更証明書を添付の場合は、登録免許税はかかりません。	
会社・各種法人の本店 等の所在地及び代表者 等の住所変更	本店等の所在地を管 轄する法務局 福岡法務局(本局) 法人登記部門 ☎092-721-9306 ※登記相談や手続きに は予約が必要です。	2週間以内が望ましい ※添付資料「会社及び 法人登記のしおり」 をご確認ください。	1. 登記申請書 2. 住居表示変更証明書 3. 法務局への届出印 4. 代表者本人以外は 委任状 ※住居表示変更証明 書を添付の場合は、 登録免許税はかか りません。
マイナンバー(個人番 号)カード、住基カード の住所変更	篠栗町役場 住民課 戸籍住民係 ☎092-947-1303	特に期限はありませんが、本人確認書類等として使用している方は速やかに手続きを行ってください。 1. マイナンバーカードまたは住基カード 2. 暗証番号 ※同一世帯の方であれば世帯員の方の手続きもできます。	
在留カード、特別永住 者証明書の住所変更		特に期限はありませんが、本人確認書類等として使用している方は速やかに手続きを行ってください。 1. 在留カードまたは特別永住証明書	

8. 建物の新築・改築・取り壊しなどについて

住居表示実施区域内において、建物の新築・改築（出入口の位置が変わったとき）や取り壊しをされる場合などは、篠栗町役場住民課（住居表示担当）に住居番号の新設・変更・廃止の届出が必要です。

届出提出書類

- ① 住居表示設定（変更・廃止）届出書
※ 町ホームページや住民課窓口で取得できます。
- ② 建物の位置がわかる住宅地図
- ③ 配置図（建物入口と前面道路の位置が分かるもの）

※ まちがった住居番号で不動産の所有者の住所や会社の本店所在地及び代表者の住所の登記をされますと、その登記は不完全なものとなり、訂正しなければならなくなることがあります。

9. 町からのお願い

- ① 街区表示板・街区案内表示板・町名表示板・住居番号表示板などの住居表示整備に必要な表示板の取り付けは、町が委託した業者が行いますのでご協力をお願いします。
- ② これらの表示板は、住居表示整備をするためにぜひとも必要なものです。みなさまで大切にしましょう。
- ③ これらの表示板がはがれたり破損しているのを見かけた方は、ご面倒ですが篠栗町役場住民課へご連絡ください。

これからも住居表示に対してご理解とご協力をお願いします

住居表示実施後もしばらくの間は旧住所のままでも日常生活に支障をきたすようなことはないでしょう。しかし、いつまでも旧住所のままで住居表示を実施した意味がなくなります。これからは、みなさまの新しい住居番号をご自分の住所として使っていただき、誰にでもわかりやすいものにしましょう。また、知人や取引先などにも住居や事業所の新住所をお知らせになり、通信や配達の際にはこの番号を使ってもらうようにしてください。みなさまに積極的に活用されてこそ制度が生きてきます。

みなさまはもちろん、これから篠栗町に住まれる方たちにとって、便利で暮らしやすい篠栗町をつくるために、より一層のご理解とご協力をお願いします。

住居表示についてのお問い合わせは

〒811-2492 篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場住民課（住居表示担当）

☎ 直通 947-1306

登記名義人住所変更登記申請書の作成について

土地・建物の登記記録の所有者の住所を、住居表示実施後に変更する登記申請は、下記により登記申請書を作成のうえ、法務局で手続きをお願いします。（右記の記載例参照）

登記申請書の様式は、福岡法務局ホームページ内「不動産登記申請手続」の住居表示実施の場合の様式をご使用ください。（<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html>）

記

末尾の注意事項をよく読んで、項目順に申請用紙へ、ご記入ください。

(1) 「登記の目的」

所有権に関する登記の何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかを表示します。

(2) 「原 因」

「令和7年11月1日住居表示実施」と記載してください。

(3) 「変更後の事項」

住居表示実施後（変更後）の住所を記載してください。

(4) 「申請人の住所氏名」

住居表示実施後（変更後）の住所と氏名を記載していただき、印鑑（認印可）を押してください。

ただし、代理申請の場合は、本人の印はいりません。

(5) 「添付書類」

篠栗町役場1階総合受付で発行する「住居表示変更証明書」を添付してください。

代理人が申請する場合は、代理権限証明書（13ページの委任状）を添付してください。

(6) 「令和 年 月 日申請」

法務局へ提出する日を記載してください。

(7) 「代理人」

代理で申請される方の住所氏名と電話番号を記載していただき、印鑑（認印可）を押してください。

(8) 「不動産の表示」

登記事項証明書などを参考に、申請物件の表示を記載してください。

「所在」は、新町名を記載してください。

* 注意事項

- 1 登記記録の所有者の住所が、住居表示実施前の住所と一致しない場合は、別途「添付書類」などが必要になります。詳しい手続きは、福岡法務局不動産登記部門へお尋ねください。
- 2 不動産の表示が書ききれないときは、用紙を追加して契印をしてください。
- 3 登記申請書には、①住居表示変更証明書（役場1階総合受付にて無料で発行しています。）②本人申請以外の時は、委任状など代理権限証書（委任状見本参照のこと。）を添付してください。
- 4 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している **印鑑** をご持参ください。

〈 記載例 〉

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 / 番所有権登記名義人住所変更

原 因 令和 7 年 11 月 1 日住居表示実施

変更後の事項 住所 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲□丁目○番○号

申請人 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲□丁目○番○号
篠栗太郎 (印)

添付書類
住居表示変更証明書 (代理権証明情報)

令和 年 月 日申請 福岡 法務局 粕屋出張所

（ 代 理 人 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲口丁目〇番〇号
篠 栗 花 子 印 ）
連絡先の電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○
所在地 糟屋郡篠栗町尾仲□丁目
地番 123番1
地目 宅地
地積 178・51平方メートル

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○
 所在 糟屋郡篠栗町尾仲口丁目123番地1
 家屋番号 123番1
 種類 居宅
 構造 木造 かわらぶき 2階建
 床面積 1階 100・54平方メートル
 2階 38・62平方メートル

委 任 状

代理人

住所 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲口丁目〇番〇号

氏名 篠栗 花子

記

上記の者に、後記不動産について令和7年11月1日住居表示実施に伴う所有権登記名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取り下げに関する一切の権限。

変更後の事項 住所 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲口丁目〇番〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

本人

住所 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲口丁目〇番〇号

氏名 篠栗 太郎 ㊞ (認印可)

不動産の表示

福岡県糟屋郡篠栗町尾仲口丁目123番1の土地

福岡県糟屋郡篠栗町尾仲口丁目123番1 家屋番号123番1の建物

会社及び法人登記のしおり

—— 住居表示実施による変更登記について ——

篠 栗 町

◎ ま え が き

この「しおり」は、令和7年11月1日の住居表示実施により必要とする手続きについて説明したものです。

なお、住居表示実施による変更は「住所」そのものの変更とは異なり「住所の表示の変更」であるため、変更登記の登録免許税については住居表示変更証明書を添付した場合に限り免除されます。お手数ですが、住居表示の主旨をよく理解していただき、安全で円滑な取引に寄与するためすみやかに必要な手続きをしていただくようお願いします。

◎ どんな場合に手続きを必要とするか

1. 会社の本店（又は支店）の所在地の表示もしくは会社以外の法人の主たる事務所（又は従たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合。
2. 株式会社の代表取締役、有限会社の取締役、合名会社又は合資会社の社員もしくは法人の代表者の住所の表示が変更になった場合。
3. 会社の本店（又は法人の主たる事務所）の所在地の表示が変更になった場合でかつその会社（又は法人）が土地・建物などの不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利（抵当権など）を有している場合。

◎ 手続きをしない場合の困る例

金融機関など取引先に対し、資格証明書や印鑑証明書を提出する必要がある場合に、資格証明書や印鑑証明書は旧表示のもので発行され、新表示では発行されません。

◎ 変 更 登 記 手 続

① 本店など所在地の表示が変更になった場合

「会社（又は法人）変更登記申請書」に必要事項を記載し「住居表示変更証明書」を添付して本店所在地を管轄する登記所へ提出する。郵送でもよい。

② 支店などの所在地の表示が変更になった場合

- (1) 「会社変更登記申請書」と「住居表示変更証明書」を本店へ送る。
- (2) 本店で前記①の手続きをする。

③ 代表者などの住所の表示変更

「会社（又は法人）変更登記申請書」に必要事項を記載し「住居表示変更証明書」を添付して本店所在地を管轄する登記所に提出する。

④ 会社（又は法人）所有の不動産などの登記名義人の住所の表示変更

- (1) 本店所在地を管轄する法務局で、前記①の登記手続きをする。
- (2) (1)の手続きが完了したら、「所有権登記名義人表示変更登記申請書」に必要事項を記載し「本店所在地の変更を証する会社（又は法人）の登記事項証明書」を添付して不動産所在地を管轄する登記所へ提出する。

※ 会社及び法人登記についての問い合わせは、

福岡法務局 法人登記部門 電話 092-721-9306

住居表示実施による会社及び法人変更(代表者の住所変更・登記名義人住所変更を含む)登記各種例

項 目	例	必 要 書 類		申 請 人	登 記 期 間	申 請 書 提 出 先
I 本店所在地が変更になった場合	「A商事株式会社」の本店所在地が変更になった場合（本店が篠栗町にある場合）	(イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状（代理人による申請の場合）	1 通 " " "	A 商 事 株 式 会 社 （代表取締役）	2週間以内が望ましい	福岡法務局法人登記部門
II 主たる事務所の所在地が変更になった場合	主たる事務所が篠栗町にある場合	(イ) 法人変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状（代理人による申請の場合）	1 通 " " "	A 協 同 組 合 （代表理事）	2週間以内が望ましい	福岡法務局法人登記部門
III 支店所在地が変更になった場合	篠栗町にある「A商事株式会社篠栗支店」の所在地が変更になり本店が東京にあり他地に支店がある場合	(イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状（代理人による申請の場合）	1 通 " " "	A 商 事 株 式 会 社 （代表取締役）	2週間以内が望ましい	本店の所在地を管轄する法務局
IV 代表者の住所が変更になった場合	大阪に本店があり、篠栗町に支店がある「O X株式会社」の代表取締役「篠栗太郎」さんの住所が変更になった場合	(イ) 会社変更登記申請書 (ロ) 住居表示変更証明書 (ハ) 委任状（代理人による申請の場合）	1 通 " " "	O X 株 式 会 社 （代表取締役）	2週間以内が望ましい	本店の所在地を管轄する法務局
V 会社又は法人所有の不動産などの登記名義人住所の変更	篠栗町にある「O X株式会社」の本店所在地が変更になり土地又は建物など不動産を有している場合	所有権登記名義人住所変更 (イ) 登記申請書 (ロ) 本店所在地の変更を証する会社（又は法人）の登記事項証明書 (ハ) 委任状（代理人による申請の場合）	1 通 " " "	O X 株 式 会 社 （代表取締役）	2年以内 (今回は、特例により、令和10年3月31日まで)	不動産所在地を管轄する法務局又はその支局・出張所

住居表示新町界・新町名及び街区割図

